

黒潮町立保育所設置条例の一部改正

上位法の改正により、入所の資格、保育料などの基準を条例として定めるもの。

可決(多数)

までどおり必要だと思う。この黒潮町立保育所設置条例の一部改正と、黒潮町保育の実施に関する条例の廃止には共に反対する。

反対 宮地 葉子議員

今まで児童福祉法等で子どもたちの健全な発達、安全・安心の保育など、また、保育所の環境面、職員などについても定められていた。

しかし、今回の新制度では、民間の参入等、一定の規制緩和がある。子どもたちを安全、安心で育てていく施設は、今

黒潮町介護保険条例の一部改正

介護保険料は、3年ごとに

策定される介護保険事業計画に基づいて見直すことになっており、平成27年度からの3年間を期間とする第6期事業計画の策定により、介護保険条例の一部を改正し、保険料率等を改めるもの。

可決(多数)

その他の条例改正、並びに条例制定

- 黒潮町振興計画審議会条例の一部改正
- 黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部改正
- 黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止
- 黒潮町議会委員会条例の一部改正
- 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
- 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定

可決(全員)

黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定

上位法の改正により、指定介護予防支援事業等の設置基準および運営などに関する基準等を町の条例で定める必要が生じたためのもの。

可決(多数)

反対 宮地 葉子議員

介護保険の制度の中で介護者の要支援1、2の介護者は、今までは国の介護サービスを受けられたが、法の成立により、地方に委ねられることになる。

法律が決まっても、地方自治体は町民の福祉を守るのを本旨としているので、町民サービスが後退しないようにすべきと思いい、反対する。

黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定

上位法の改正により、地方公共団体が地域包括支援センターの職員および運営に関する基準を条例で定める必要が生じたためのもの。

可決(多数)

黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定

黒潮町入野768番地1、特定非営利活動法人NPO子どもを、公募によらない指定管理者候補とするもの。

期間は、平成27年4月1日から5年間。

可決(全員)

議員提出議案

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書

提出議員…森 治史
賛成議員…矢野昭三

山崎正男
宮川徳光

趣旨

合併時、特例債の適用期間は10年だったが、5年間の延長で、現在、15年となっている。現状の作業量等を考慮し、更に5年延長して20年とするもの。

可決(全員)

黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例

提出議員…小松孝年
賛成議員…宮地葉子

趣旨

平成26年12月議会において、議員定数が現16人から14人と改正されたことにより、現在の総務、産業建設、および教育厚生3委員会体制を、総務教育と産業建設厚生の2委員会体制に変更するもの。

可決(全員)

※26Pに関連記事。



大方児童館